

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30年 10月 11日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院

院長 絹川 常郎

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

- ① トイレットペーパー 売買
- ② コピー用紙 売買
- ③ リサイクルトナーカートリッジ 売買
- ④ 透析装置フルメンテナンス保守委託
- ⑤ 心内電位解析装置 売買
- ⑥ 新生児用体外循環装置 売買
- ⑦ 全身麻酔システム 売買
- ⑧ 産婦人科用診療・処置台 売買

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

- ① 平成 30年 11月 1日～平成 31年 10月 31日
- ② 平成 30年 11月 1日～平成 31年 10月 31日
- ③ 平成 30年 11月 1日～平成 31年 10月 31日
- ④ 平成 30年 11月 1日～平成 31年 10月 31日
- ⑤ 締結日 ～ 平成 31年 3月 31日
- ⑥ 締結日 ～ 平成 31年 3月 31日
- ⑦ 締結日 ～ 平成 31年 3月 31日
- ⑧ 締結日 ～ 平成 31年 3月 31日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達物件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品販売・役務の提供」等において、①～⑤，⑦～⑧A，B，C，D等級に格付され、⑥A，B，C等級に格付され、東海地域の競争

参加資格を有するものであること。

- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 調達物件を会計責任者が指定する日時・場所に納品できる者であること。

3 契約条項を示す場所

〒457-8510 愛知県名古屋市南区三条一丁目1番10号
独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院 事務部経理課契約係
電話 052-691-7151 FAX 052-694-3441

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ(名刺持参のこと)
- (2) 競争入札参加資格提出期限
平成30年10月25日(木) 16時00分
- (3) 質疑
平成30年10月19日(金) 16時00分までとし、文書により提出。電話・メール・口頭による質問は一切受け付けません。
質疑の回答は平成30年10月23日(火) 17時00までにFAXにて回答します。
- (4) 入札の日時及び場所
平成30年10月30日(火) 13時30分 中央診療棟5階5B会議室
(入札書、委任状、名刺は入札当日に持参すること)
参加業者の待合室は、中央診療棟5階 5A会議室です。事前説明等をおこないますので、13時5分~13時15分の間に、5A会議室に必ず参集すること。

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかったものの提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法
契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。